

別表 1

神戸市保育標準時間外延長保育の利用料

階層区分	説明	30分延長	1時間延長	1時間30分延長	2時間延長
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B階層	A階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯 市民税非課税世帯	0	0	0	0
C階層	所得割額税額48,600円未満である世帯	2,500	4,500	6,000	7,500
D階層	所得割額税額48,600円以上である世帯				

注1 この所得税の額を計算する場合には、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅取得控除・特別減税）は適用しない。

注2 利用料については、月額であり上記金額を上限として実施保育所等で定めることができる。

注3 利用料の徴収にあたっては、園が定める保育標準時間の前後において、利用した延長保育時間を合わせた時間を算定するものとする。